

## Covid-19 ゾーン間の移動許可証取得について

○ボツワナ保健省は、10月5日(月)までは、COVID-19 ゾーン間の移動許可証を取得せずとも Covid-19 ゾーン間の移動が可能となる旨発表しました。

○事態は刻々と変化しますので、最新情報の入手に努めてください。

1 10月4日(日)、ボツワナ保健省は、10月5日(月)までは、COVID-19 ゾーン間の移動許可証を取得せずとも、ゾーン間の移動が可能となる旨発表しました。

2 事態は刻々と変化しますのでテレビ、ラジオ等で最新情報の入手に努めてください。政府発表等は、ボツワナ政府公式フェイスブックページ「BWgovernment」でも閲覧可能です。

<https://www.facebook.com/BotswanaGovernment/>

(ご連絡先)

在ボツワナ日本国大使館

住所: 4th Floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間: 8:30-12:00 14:00-16:30

電話: (+267) - 391 - 4456

Email: [information@gr.mofa.go.jp](mailto:information@gr.mofa.go.jp)